国別障害関連情報
南スーダン共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
南スーダン共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 4
　2－1. 障害関連行政制度 4
　2－2. 障害関連法令・政策文書 4
　2－3. 障害関連施策 6
3. 国際条約及び国際協力等の実績 11
　3－1. CRPD 批准による対応状況 11
　3－2. マラケシュ条約実施状況 11
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 11
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 11
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 12
4.　障害関連団体の活動概況 14
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 14
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 14
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 16
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 16
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 16
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 17
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 17
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 17
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 18
6. 参考資料 19

表目次

表 1 南スーダンにおける障害関連担当機関.....4

略語表

CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CEPO	Community Empowerment Progress Organization	コミュニティエンパワメント推進機関
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
EiE	Education in Emergencies	緊急時教育
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GBV	Gender-based Violence	ジェンダーに基づく暴力
IFHV	Institute for International Law of Peace and Armed Conflict	平和・武力紛争国際法研究所
IGAD	Intergovernmental Authority on Development	政府間開発機構
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MGCSW	Ministry of Gender, Child and Social Welfare	ジェンダー・子ども・社会福祉省
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OCHA	UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs	国連人道問題調整事務所
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SSUPD	South Sudan Union of Persons with Disabilities	南スーダン障害者連合
SSWEN	South Sudan Women with Disabilities Network	南スーダン障害女性ネットワーク
R-ARCSS	Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict	包括的和平合意
RJMEC	Reconstituted Joint Monitoring and Evaluation Commission	和平合意監視機関
RTGoNU	Revitalised Transitional Government of National Unity	移行期統治体
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNMISS	United Nations Mission in South Sudan	国連南スーダン派遣団
UNSCDF	United Nations Sustainable Development Cooperation Framework	国連持続可能な開発協力枠組
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WFP	World Food Programme	世界食糧計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり GDP	1,080.1 米ドル	2015 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	11.6 %	2023 年
教育（対 GDP 比）	1.6 %	2016 年
社会福祉（対 GDP 比）	N/A	

人口

総人口	11,943,408 人	2024 年
男性人口比率	49.2 %	
女性人口比率	50.8 %	
都市人口比率	21.4 %	
農村人口比率	78.6 %	
平均余命（全体）	57.7 歳	2024 年
男性	54.8 歳	
女性	60.7 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	22.3 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	71.9 人	2024 年

教育

教育制度[2]		
初等教育年数	8 年	
義務教育年数	8 年	
成人識字率（全体）	26.8 %	2008 年
男性	34.8 %	
女性	19.2 %	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-4-18)に基づく。

[2] 教育法（General Education Act, 2012, https://planipolis.iiep.unesco.org/sites/default/files/ressources/general_education_act_2012.pdf(参照 2026-4-18)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	98.4 %	2024 年
男子	107.7 %	
女子	88.9 %	
中等教育（総就学率）		
全体	122.1 %	2024 年
男子	133.6 %	
女子	110.4 %	
高等教育（総就学率）		
全体	N/A	
男子	N/A	
女子	N/A	

雇用

失業率（全体）	12.4 %	2023 年
男性	11.2 %	
女性	13.6 %	

1－2. 障害の定義と統計

南スーダン共和国（以下、「南スーダン」と記す。）は、2011 年にスーダンより独立した。国連南スーダン派遣団（United Nations Mission in South Sudan。以下、「UNMISS」という。）による 2023 年の報告[3]によると、国家機能の構築途上にあり、UNMISS が治安維持と文民保護を補完的に担ってきた。2013 年から 2018 年にかけて、政治対立が武力衝突へと発展し、広範な暴力と人権侵害が発生した。人口の半数以上に影響が及び、国内避難民は 130 万人に上る[4]。多数の民間人が UNMISS 施設内に避難し、国連が国家に代わって直接的な保護を提供する体制が構築された。2020 年には統一政府（unified government）が発足し、内戦を終結させるための包括的和平合意（Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict。以下、「R-ARCSS」という。）が移行期における統治、憲法制定、選挙実施などの制度設計を規定する枠組として機能している。R-ARCSS を実行するのは移行期統治体（Revitalised Transitional Government of National Unity。以下、「RTGoNU」という。）である[5]。政治勢力間の不信や分裂は継続しており、RTGoNU による統治は安定的とは言い難く、貧困の蔓延や資源収入の不均衡分配、汚職の問

[3] UNMISS (2023) *Letter dated 4 December 2023 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*, S/2023/955.
[4] World Bank（2026）*Macro Poverty Outlook: South Sudan*.
[5] 和平合意監視機関（Reconstituted Joint Monitoring and Evaluation Commission: RJMEC）(2025)*Report on the Status of Implementation of the Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict in the Republic of South Sudan*.

題も指摘されており、限定的かつ不完全な国家機能にとどまっている。

南スーダンの経済は豊富な石油資源の輸出に依存している。1 日あたり約 11 万バレルの石油を輸出しており、政府収入の大部分を占める。採掘された原油は、隣国スーダンを経由して紅海から輸出されるため、南スーダンの原油輸出はスーダンのパイプラインに依存している。2023 年に始まったスーダン紛争の影響により、パイプラインが閉鎖され石油生産の大幅な減少を招き、南スーダンの経済に深刻な打撃を与えている[6]。

1－2－1. 障害の定義

こうした経緯の下、法制度の整備も十分でなく、African Disability Rights Yearbook の国別報告（2019）[7]によれば、南スーダンには障害者の権利を保護する特定の法律は存在しない。ジェンダー・子ども・社会福祉省による「国家障害行動計画 2020」は、障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）による障害者の定義、すなわち「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者」（CRPD 第 1 条）を採用している。

1－2－2. 障害に関する統計

独立前の2008年国勢調査によると、南スーダンには人口の5.1%に相当する421,285人の障害者がいた。しかし、2016年の世帯調査によると、調査対象世帯の15%が少なくとも1人の障害者を擁していると回答している[8]。独立後に国勢調査は実施されておらず、内戦後の障害統計は明らかではないが、ヒューマン・ライツ・ウォッチは120万人以上と予測している[9]。

2008年の統計による障害種別の内訳は、身体障害28.4%、視覚障害23.5%、全盲7.8%、知的障害（mental disability）15.3%、難聴10.3%、言語障害4%、失語症（muteness）2.2%、腕の欠損1.7%、脚の欠損3.6%である[10]。国家障害行動計画2020は、内戦により国内避難民は病気、栄養失調、負傷、銃弾、地雷などの影響で機能障害を負うケースが多く、障害者の数は実際にはこれよりも多いと推測している。また、内戦及び過去の紛争が受障の原因の21%を占めると報告している。その他の原因として、貧困、医療サービスの不足、ポリオ、精神疾患（mental illness）、先天性障害、事故、動物／ヘビ咬傷、身体的暴力及び虐待、眼の感染症、高血圧、HIV/エイズが挙げられている。

---

[6] https://www.radiotamazuj.org/en/news/article/sudan-orders-oil-shutdown-south-sudan-exports-at-risk(参照 2026-4-20)

[7] https://www.adry.up.ac.za/country-reports-2019/south-sudan

[8] Mgijima-Konopi, I., Odaudu, T., & Mapokgol, R. (2019) *Country report: South Sudan. African Disability Rights Yearbook*., MGCSW (2020) *Action Plan2020*.

[9] https://www.hrw.org/news/2017/05/31/south-sudan-people-disabilities-older-people-face-danger(参照 2026-4-18)

[10] Mgijima-Konopi et al. (2019)

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 南スーダンにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	ジェンダー・子ども・社会福祉省（Ministry of Gender, Child and Social Welfare: MGCSW）[11]	・ 障害者の権利と福祉を保護・促進 ・ 社会福祉、社会保護、および障害者政策・プログラムの策定 ・ 公的・民間機関における障害者問題の主流化を担当
2	保健省（Ministry of Health）	国民の健康状態を改善し、特に最も脆弱な立場にある人々に対して質の高い医療を確保する
3	教育省（Ministry of General Education and Instruction）	・ 国内の教育制度への障害者の包含を確保するため、インクルーシブ教育に関する国家政策を策定 ・ 学習者のニーズを考慮した新カリキュラムの開発を主導

出所：Mgijima-Konopi et al. (2019)に基づき調査チームが作成。

国内調整委員会設置状況

南スーダン政府は 2024 年に CRPD を批准したが、CRPD の履行を監視するための専門機関はなく、MGCSW が障害者に関する法整備及び政策を担当している[12]。国家障害行動計画 2020 は、CRPD の批准後に障害者の代表性を支援する全国協議会（national council）を設立するとしている。また、同計画はジェンダー担当の州省（State Ministry）は、中央政府と連携し、州内における障害者プログラムの実施を改善するため、州レベルで障害者フォーラムを設置するとしている。

2－2. 障害関連法令・政策文書

RJMEC（2025）によると、RTGoNU の下、内閣（Council of Ministers）が国家予算を承認し、司法・財政改革を進めており、また、移行期立法機関（Transitional National Legislature）が国会を開催し、国家安全保障法などの立法手続きを進めている。1-2-1 で述べたとおり、本調査時点で南スーダンには障害者権利に関する包括的な国内法は成立していないが、障害者法案が策定、承認されたと伝えるメディアもある[13]。

[11] Mgijima-Konopi et al. (2019)
[12] MGCSW (2020)
[13] https://www.partos.nl/en/news/impact-story-1-6-persons-with-disabilities-are-shaping-south-sudans-future/(参照 2026-4-21)

障害者政策

政策名	国家障害行動計画 2020（National Disability Action Plan 2020: NDAP）2020-2024[14]
施行年	2020 年
概要	「非差別」「人権の不可分性」「障害の主流化」の原則を掲げる「国家障害・インクルージョン政策（National Disability & Inclusive Policy）2015」を具体化するための行動計画であり、障害の主流化を各分野で具体的施策として展開するための実施枠組みである。 障害分野を横断する主要な介入領域として、データ管理、保健医療、リハビリテーション、心理社会的支援、教育、社会経済的包摂、法制度といった複数の分野を設定し、それぞれに具体的な目標、活動、指標、実施主体を定めている。 中央政府のみならず、州政府、関係省庁、国際機関、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）など多様な主体の連携を前提とし、政策実施を多主体協働で進める構造をとる。 2024 年までの 5 カ年計画であり、同計画に次ぐ 2025 年以降の行動計画は本調査では確認できなかった。

政策名	国家社会保護政策枠組（National Social Protection Policy Framework）[15]
施行年	2016 年
概要	社会保護は、ショックやストレスによる生活悪化から個人・世帯を守る公的・私的メカニズムと定義され、障害者は主要な対象集団の一つとされている。女性、子ども、高齢者と並び、障害者や慢性疾患を有する者を世帯主とする世帯への無条件の現金給付（Cash-Based Transfers）や食糧支援などの社会扶助プログラムが中心である。 また、障害者を含む脆弱層に対しては、一時的な労働の対価として現金を支給するキャッシュフォーワーク（Cash for Work）や生計支援、技能訓練などを通じて、短期的な生活保障と中長期的なレジリエンス強化の双方を図る。

[14] MGCSW (2020) *National Disability Action Plan 2020*.
[15] MGCSW (2021) *National Social Protection Policy Framework Annual Report 2020*.

政策名	国家インクルーシブ教育政策（National Inclusive Education Policy）[16]
施行年	2021 年
概要	すべての学習者に対する教育への平等なアクセスを保障し、教育制度全体を包摂的に転換することを目的とする。 特に障害児や貧困等により排除されやすい子どもへの対応を重視し、教育を基本的人権と位置づける。教育環境全体の改善と個別支援を並行して進めるツイントラック・アプローチを採用し、社会的障壁の除去に重点を置く。早期発見・支援、教師の能力強化、補助教材や合理的配慮の提供、多部門連携の推進などが主要施策である。また、通常学級での学習を原則とし、特別学校の新設は行わない方針を示している。 学校横断型の中核的支援機関として、インクルージョン支援・リソースセンター（Inclusion Support Resource Centre）を設置し、リソース教員、巡回教員及び多職種チームの活動拠点とする。個別支援と学校改善の両方の支援を担当する。

2－3. 障害関連施策[17]

①　保健医療

南スーダンにおける内戦は、経済的・社会的な悪影響を与えており、人口の42%（約6百万人）は食糧不足に直面している[18]。こうした状況は障害者の割合を増加させ、障害者をより一層疎外し、社会から排除する結果をもたらしている。南スーダンにおける障害者の保健医療分野では、政策上は一定の枠組みが整備されているが、実態としてはサービスへのアクセスは極めて限定的である。「国家障害・インクルージョン政策2015」は、すべての障害者に対する保健サービスへの平等なアクセス及び包括的リハビリテーションサービスの提供を優先介入として掲げている。また、戦争負傷者等へのリハビリ施設の設置など、制度的対応も一定程度存在する[19]。

Rohwerder[20]によると、障害者は医療費負担や施設不足により医療サービスや補装具にアクセスできず、栄養不良リスクも高いとされる。さらに、Protection Cluster（2023）の保護分析では、障害者は「制度的・環境的・態度的障壁」により保健サービスを含む基本サービスへのアクセスが阻害されていると指摘されている。避難者や高齢者は移動困難により医療サービスにアクセスできないケースが多い[21]。紛争の影響により移動が困難な者が取り残され、医療へ

[16] Ministry of General Education and Instruction (2021) *The National Inclusive Education Policy Framework*.
[17] 南スーダン政府による持続的開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）報告書（2024）を基に記載。その他の資料を根拠とする場合は都度記載する。
[18] World Bank（2026）
[19] MGCSW, Humanitarian Affairs and Disaster Management (2013) *South Sudan National Disability and Inclusion Policy (Final Draft)*.
[20] Rohwerder, B. (2018) *Disability in South Sudan*.
[21] Protection Cluster (2023) *South Sudan Protection Analysis Update*.

のアクセスがさらに制限される状況も報告されている。そのような中で、洪水により道路が使えない地域では、船を使ってトラコーマ対策の集団投薬キャンペーンが実施された[22]。

② 教育

教育分野では、インクルーシブ教育の推進に向けた取り組みが進められている。国家政策では障害児の教育アクセス向上が明記されている。また、手話・点字教育の教師研修が実施され、インクルーシブ教育のための教員能力強化が進められている[23]。

障害児の教育アクセスは極めて限定的である。2012 年の年次学校調査によると、全在籍児童・生徒（初等・中等教育）のうち、障害児は 1.37%（22,896 人）であった。この数値は、2021 年には 1.08%へ減少している[24]。特に地方部で教育機会がほとんど存在せず、女子や重度障害児はさらに排除されやすいとされる[25]。国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下「UNICEF」という。）によると、特別学校が視覚障害、聴覚障害、重度知的障害の児童を対象として運営されている一方で、通常学級における包括的支援は十分に発展していない[26]。さらに、緊急時教育（Education in Emergencies: EiE）の枠組みの中で障害者の包摂の必要性が言及されている[27]。また、学校の物理的アクセス性、教師の専門性不足、否定的態度が障壁として指摘されている[28]。教育セクター全体としても紛争やアクセス困難地域の存在によりデータの欠落があり、制度整備と実態の乖離が大きい。

VNR報告書（2024）は以下の取組の必要性を述べている。

- 教育管理情報システムが、障害のある児童・生徒について、性別、年齢、居住地域、障害の種類別に分類されたデータを収集する
- インクルーシブ教育を強化し、全地域に拡大するとともに、点字や手話による教育を提供する
- 障害のある子ども、特に障害のある女子を学校に通わせるよう、家族を対象とした啓発キャンペーンを実施する
- 障害児のための施設や学校において、ガイドラインを作成する
- 障害児をケアする施設や学校における能力面のニーズに対応するため、能力開発プログラムを実施する

③ ジェンダー（障害女性等）

ジェンダー分野では、障害とジェンダーの複合的脆弱性が顕著である。Protection Cluster

[22] Institute for International Law of Peace and Armed Conflict(IFHV)(2023)*Advancing Disability-Inclusive Humanitarian Programming and Coordination in South Sudan*.
[23] https://mogei.gov.ss/news_details?title=13(参照 2026-4-21)
[24] 一方で VNR 報告書（2024）は、2023 年の年次学校調査では 6,009 校のうち、3,079 校（51%）に障害のある児童・生徒が在籍しているとも報告している。
[25] Rohwerder, B. (2018)
[26] UNICEF(2023) Mapping and Recommendations on Disability-Inclusive Education in Eastern and Southern Africa.
[27] UNESCO（2022）*Strengthening MoGEI Engagement and Leadership in Rapid EiE Responses in South Sudan*.
[28] Protection Cluster (2023)

（2023）によると、障害女性は教育・社会サービスへのアクセスにおいて他の集団よりも不利であり、92%が非識字であるとの調査結果が示されている。VNR 報告書は、障害女性は支援機器へのアクセスが限られているため、極めて疎外されているだけでなく、さらなる偏見に直面し、しばしば家庭内に隠されたり隔離されたりすることにより、学校に通う可能性が低く、より深刻な暴力にさらされていると報告している。さらに、障害者全体の 84%が暴力や虐待のリスクにさらされているとされ、特に障害女性はジェンダーに基づく暴力（Gender-based Violence。以下、「GBV」という。）のリスクが高い。このように、制度的対応は存在するものの、ジェンダーと障害の交差性への対応は不十分である[29]。

④　職業訓練、雇用、就労

南スーダンにおける一般的な就業は、世界銀行の統計によれば就業者の約 6 割以上が農業である[30]。その多くは自給的・家族労働に依存する低生産性の生計活動である[31]。このため、安定した賃金雇用は極めて限られている。また、労働市場の大部分は非公式経済によって占められており、小規模商業や個人サービス、家族経営の事業などが中心である。正規の雇用機会は乏しく、多くの人々がインフォーマル・セクターで生計を立てている[32]。さらに、民間セクターは極めて脆弱であり、石油部門が主要産業であるものの資本集約的で雇用吸収力が低く、広範な雇用創出には結びついていない[33]。加えて、長期にわたる紛争と政治的不安定性は雇用機会の拡大を著しく制約しており、紛争が生計手段全般に深刻な影響を与えていることが指摘されている[34]。

国家政策は「生計向上および経済的自立」が重要な柱とされ、職業訓練や雇用機会の拡大が掲げられ、障害者の経済的エンパワメントを重視している。VNR 報告（2024）によると、脆弱雇用にある就業者（Employees in vulnerable employment）[35]は依然として高い水準にある。2022年の国際労働機関（international Labour Organization。以下、「ILO」という。）推計によると、南スーダンにおける脆弱雇用にある就業率は 87.7%である（男性 81.1%、女性 94.2%）。こうした中、障害者の就労機会は極めて限られており、ほとんどの障害者は失業状態にあり、職場環境の非アクセシビリティや雇用主の偏見が大きな障壁となっている[36]。Protection Cluster (2023) も、障害者は所得創出機会や職業訓練へのアクセスが制限されていると報告している。

したがって、南スーダンにおける障害者の就労は、政策上の方向性は存在するものの、実施能力や制度整備の不足により、実質的な就労機会の創出には至っていない。政府は、VNR 報告（2024）において、改善点として政府機関及び民間セクターにおける指導的役職に雇用割当枠

[29] Protection Cluster (2023)
[30] https://data.worldbank.org/indicator/SL.AGR.EMPL.ZS?locations=SS(参照 2026-4-22)
[31]
[32] https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2022-12/Labor%20Market%20Assessment_0.pdf(参照 2026-4-21)
[33] World Bank(2021)*South Sudan Economic Update: Pathways to Sustainable Food Security*.
[34] https://www.unhcr.org/sites/default/files/2025-06/South%20Sudan%20ARR%202024.pdf(参照 2026-4-18)
[35] 自営業者や家庭内無給従業者を指す。参照: https://webapps.ilo.org/static/english/intserv/working-papers/wp005/index.html(参照 2026-4-21)
[36] Rohwerder (2018)

を設ける積極的差別是正措置を挙げている。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

社会保障・福祉分野においても制度の未整備が顕著である。国家政策は障害者の権利保護やサービス提供を掲げているが、Rohwerder(2018)によれば、南スーダンには障害者向けの社会保障制度やセーフティネットがほとんど存在しない。また、政府の対応能力自体が限定的であり、障害者のニーズに対する対応は国際 NGO 等の支援に大きく依存している。さらに、OPD は存在するものの、資金不足や政府支援の欠如により活動が制約されている。このように、制度的枠組みと実施体制の乖離が大きい。

⑥　運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

国家政策では「アクセシビリティの確保」が優先分野として明記されている。舗装されている道路は 2%に過ぎず、電気の供給は全世帯の 5%にとどまっており[37]、交通・インフラの未整備は重大な障壁となっている。交通インフラの不足と高コストが障害者のサービスアクセスを妨げている[38]。また、公共施設や通信インフラもアクセシブルではなく、社会的排除を助長している。人道支援の文脈でも、洪水や紛争により道路が寸断され、移動手段が制限されることで、障害者は支援から取り残されやすい状況が報告されている[39]。

⑦ 情報アクセシビリティ

コミュニケーション手段や情報提供が障害者に配慮されておらず、社会参加の主要な障壁となっている[40]。教育分野では手話・点字教育の導入など一定の進展が見られるが、これは限定的な取り組みにとどまり、社会全体としての情報アクセシビリティは未整備である。

なお、アフリカ手話リソースセンターによると、南スーダンでは南スーダン手話（South Sudanese Sign Language: SSSL という。）が用いられている[41]。2011 年の独立時に名付けられた、新しい手話である。スーダン手話を基にしており、2016 年には公式辞書が出版された[42]。

⑧　防災

紛争や自然災害において障害者は特に取り残されやすい。障害者は避難が困難であり、紛争時に取り残されるケースが多く、移動困難により暴力や支援不足のリスクが高まるとされている[43]。内戦による人道危機だけでなく、最も深刻な自然災害として洪水が繰り返し発生している。国連人道問題調整事務所（UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs:

[37] World Bank（2026）
[38] Rohwerder, B. (2018)
[39] Protection Cluster (2023)
[40] Rohwerder, B. (2018)、Protection Cluster (2023)
[41] https://africansignlanguagesresourcecenter.com/south-sudan/(参照 2026-4-23)
[42] https://www.light-for-the-world.org/news/south-sudan-sign-language-as-a-game-changer/(参照 2026-4-23)
[43] 同上

OCHA）によれば、2025 年には 100 万人以上が洪水の影響を受け、複数州にわたり広範な被害が生じた[44]。さらに UNICEF は、同国で毎年 75 万～100 万人以上が洪水の影響を受けており、多くの住民が避難を余儀なくされていると指摘している[45]。こうした洪水は単発の災害ではなく、2019 年以降継続的に発生しており、生計手段の喪失、インフラ破壊、教育・保健サービスの停止など、社会経済全体に深刻な影響を及ぼしている[46]。

こうした状況下における人道対応において障害包摂は十分に主流化されておらず、調整やプログラム設計の課題が指摘されている[47]。

[44] https://reliefweb.int/report/south-sudan/south-sudan-floods-snapshot-30-october-2025(参照 2026-4-23)
[45] https://www.unicef.org/southsudan/what-we-do/climate-change-and-flooding(参照 2026-4-23)
[46] https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2023-04/Flood%20Assessment%20in%20South%20Sudan%202022%20RRC.pdf(参照 2026-4-23)
[47] IFHV(2023)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

南スーダンは 2011 年に独立した新しい国家であり、国際条約への加入は限定的である。

3－1. CRPD 批准による対応状況[48]

南スーダン政府は 2024 年 2 月 5 日に CRPD に加入（Accession）している[49]。障害者権利委員会への初回政府報告書提出期限は 2026 年 5 月 5 日である。2026 年 4 月時点において OPD によるパラレルレポートも提出されていない。その後、建設的対話を経て、2032 年 8 月に同委員会が総括所見を採択する予定である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

南スーダン政府は 2026 年 4 月時点において視覚障害者等のための著作物アクセスを保障するマラケシュ条約を批准していない[50]。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

南スーダン政府は、2024 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を報告した国連のハイレベル政治フォーラムに VNR 報告を行った。VNR 報告書（2024）は 3 段階のプロセスを通じて検証された。第 1 段階では、各省庁、州調整事務所、ジュバ市議会、R-TNLA、州評議会、および国連機関の SDGs 担当者が報告書草案を精査し、起草者に対してコメントを共有した。

また、最初の報告書草案は、事前検証ワークショップにおいて各省庁の SDGs 担当官によって共有・検討された。第 3 段階では、市民社会組織、青年団体、女性団体、OPD、民間セクター、ドナーの代表を含むすべての主要なステークホルダーが検証ワークショップに招かれ、そこで寄せられた意見が最終文書に反映された。

VNR 報告書は、障害者に関する統計調査が実施されておらず、OPD がエビデンスに基づいたアドボカシー活動、特にサービスへのアクセスに関する活動を展開することが困難となっていることを改善点として挙げている。

なお、SDGs 指標データベースによると、指標 1.3.1「社会保障制度によって保護されている人口の割合」において、低所得層の手当受給割合は 2019 年時点の 10.9%から 2023 年時点の 0.0%へ、脆弱層の手当受給割合は 2019 年時点の 16.4%から 2023 年時点の 0.0%へ減少した。2023 年時点の重度障害者の障害手当受給割合は 0.0%である[51]。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

南スーダン政府は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women: CEDAW）を 2015 年に批准した。最新の総括所見は 2021 年に

[48] https://tbinternet.ohchr.org/（参照 2026-4-16）
[49] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=133&Lang=EN（参照 2026-4-13）
[50] https://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/ShowResults?search_what=C&treaty_id=843（参照 2026-4-13）
[51] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/（参照 2026-4-13）

発出されており、障害女性を含む周縁化された女性の教育・社会保護・支援サービスへのアクセスの不足を指摘し、障害別データの整備とインクルーシブ政策の強化を勧告している。

南スーダン政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）を 2015 年に批准した。最新の総括所見は 2022 年に発出されており、貧困と民族的出自及び障害の強い結びつき、障害児の社会的スティグマ、統計データの不足、早期支援体制の弱さを指摘し、インクルーシブ教育制度の整備を勧告している。

また、南スーダン政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である ILO159 号条約[52]を批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[53]

日本政府は、南スーダン独立以来、JICA や国際機関を通じて、インフラ整備、代替産業の育成、基礎的人的ニーズの改善、ガバナンスの強化などの分野において、同国の国家建設を支援してきた。治安情勢の悪化以降は、東アフリカの地域機関である政府間開発機構（Intergovernmental Authority on Development: IGAD）を通じて、同国の平和定着に向け、資金援助に加え、公共財政管理、警察力の強化、税関職員の能力構築といった分野における人材育成支援や、食糧支援を含む人道支援を行っている。

南スーダン文化・青年・スポーツ省は 2016 年から市民による平和と社会的結束を支援することを目的として「国民統一の日（National Unity Day）」スポーツイベントを開催している。JICA はスポーツイベントの企画・運営を支援しており、2019 年の第 4 回国民統一の日スポーツイベントでは、理念に賛同する国連機関、他国の政府、民間企業を含む 12 の国・機関・団体から資金提供や物資の調達などの支援を得て、車いすバスケットボールを含む多くの競技が行われた。

• 他ドナー

【国際機関】

国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）

・ Global Partnership for Education-Transforming Education in South Sudan（GPE-TESS）（2020 頃～実施中）[54]

世界食糧計画（World Food Programme：WFP）

[52] 職業リハビリテーション及び雇用条約（Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention）、1985 年発効。

[53] https://www.mofa.go.jp/policy/oda/white/2019/html/topics/04.html、https://www.japan.go.jp/kizuna/2021/05/new_hope_for_south_sudan.html

[54] インクルーシブ教育リソースセンター強化。https://www.globalpartnership.org/node/document/download?file=document/file/2025-02-gpe-bod-decisions-non-objection-rev1.pdf（参照 2026-4-15）

・ 障害者包摂型人道支援（Empowering people with disabilities in South Sudan）（2021 頃）[55]

国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）

・ 障害包摂人材育成プログラム（Inclusive economic empowerment）[56]

国連人権高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights）

・ 人権分野技術協力（United Nations Voluntary Fund for Technical Cooperation in the Field of Human Rights）（2023-2025 頃）[57]

【二国間協力】

英国外務・英連邦・開発省[58]

・ 教育・包摂プログラム（Education for All South Sudan）（2026～）

ノルウェー政府

・ Together for Inclusion（TOFI）（2019～2024）[59]
南スーダンを含むアフリカ複数国で展開された OPD と国際 NGO が連携して障害包摂を推進する多国間コンソーシアム型事業。

【国際 NGO】

Light for the World

・ Inclusive Education & Disability Inclusion Programme[60]

[55] HI と連携。https://www.wfp.org/stories/empowering-people-disabilities-south-sudan
[56] https://www.light-for-the-world.org/our-work/project-countries/southsudan（参照 2026-4-15）
[57] A/HRC/61/75.
[58] https://impactfunding.substack.com/p/education-human-rights-and-inclusion-d68（参照 2026-4-15）
[59] https://tofiso.org/（参照 2026-4-13）
[60] https://www.light-for-the-world.org/our-work/project-countries/southsudan（参照 2026-4-13）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
南スーダン障害者連合（South Sudan Union of Persons with Disabilities: SSUPD）[61] https://www.facebook.com/p/South-Sudan-Union-of-persons-with-Disabilities-100082516060954/?paipv=0&eav=AfaEHccjOQ5E4wC4YVjtblFe3PW06X_sXyf08hWx3sdcTrXAqFZ88q3jByuwccYCoU8&_rdr	2012 年設立。OPD の連合体であり、以下の OPD を束ねる。 ・南スーダン障害女性ネットワーク（South Sudan Women with Disabilities Network。以下、「SSWEN」という。） ・南スーダン視覚障害者協会（South Sudan Association of Visually Impaired） ・南スーダンろう者協会（South Sudan Association of the Deaf） ・ジュベク州身体障害者連合（Jubek State Union of the Physical Disabled） ・エクアトリア州ろう者協会（Equatoria State Association of Deaf） ・ジュベク州ハンセン病者協会（Jubek State Association of People affected with Leprosy） ・南スーダン車いすバスケットボール協会（South Sudan Wheelchair Basketball Association） ・ジュベク州視覚障害者連合（Jubek State Union of Visually Impaired） 2020 年に正式に政府登録団体となった。アフリカ障害フォーラム（African Disability Forum）の加盟団体。VNR 作成過程にも同団体の参加について記載がある。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Light for the World[62]	障害者の権利保障と社会参加の実現を目的とするオーストリアの NGO。南スーダンでは 2007 年より支援を開始し、特に人道危機支援における包摂に注力する。

[61] Light for the World (2024) *Speaking with one voice: The genesis of the South Sudanese umbrella organisation of persons with disabilities, 2015 – 2023*.

[62] https://www.light-for-the-world.org/our-work/project-countries/southsudan（参照 2026-4-23）

Community Empowerment Progress Organization（CEPO）[63]	南スーダンに拠点を置く NGO であり、市民社会の強化、人権擁護、平和構築を主目的とする。障害者の権利及び包摂の推進にも関与している。政策提言、OPD を含む市民社会組織の連携支援、人権・包摂に関する啓発活動などの役割を担っている。
Humanity & Inclusion[64]	2006 年から活動を開始し、リハビリテーション・医療支援、OPD 能力強化、NGO・政府・国連機関への研修のほか、水と衛生、食糧、保健、データ収集など人道支援における障害包摂を推進する。

[63] https://cepo-southsudan.org/（参照 2026-4-23）
[64] https://www.hi-deutschland-projekte.de/lnob/project-countries/south-sudan（参照 2026-4-23）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

本章は南スーダンの独立以前より OPD を支援してきた Light for the World による報告（2024）に基づいて記載する。その他の出所は脚注に示す。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

南スーダンは独立以降、内戦、自然災害、COVID-19 の影響など複合的な人道危機に直面しており、基本的サービスへのアクセス自体が著しく制限されている。このような状況下で、障害者は一般人口以上に影響を受けており、外傷や心理的影響を含む複合的な健康ニーズが存在する。保健医療サービスは国家の制度的脆弱さやインフラ不足、気候災害による影響を受けており、継続的・包括的な医療提供が困難である。こうした中で障害者は、物理的アクセスのみならず、情報、支援機器、リハビリテーションなどへのアクセスも制約されやすい。さらに、OPD の能力不足や内戦による活動の分断のため、保健医療分野における障害者のニーズの可視化や政策への反映が十分に行われてこなかった。このため、医療ニーズは存在していても制度的に反映されにくいという構造的課題がある。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

前項に述べた背景により、障害児の教育アクセスやインクルーシブ教育の推進は限定的であり、教育制度自体が障害児の多様なニーズに適応していない。障害児のうち、学校に通っているのは 22%程度に過ぎない。障害への偏見や支援機器の不足、通学距離が教育を受ける上での大きな障壁となっている[65]。南スーダンの人道支援において、教育分野の支援を複数機関で調整・統合する協働枠組である Education Cluster は、学校施設が障害に対応した設計となっておらず、物理的に利用できない状況が広く存在していることを指摘している。このため、障害児は就学機会そのものから排除されやすく、特に地方や紛争影響地域ではその傾向が顕著である[66]。

学校にアクセスできた場合でも、教育内容や支援の不足が大きな課題となる。同報告では、障害児に対する配慮は主として施設の物理的アクセシビリティ改善にとどまっており、それだけでは十分ではないことが明示されている。すなわち、単に「アクセス可能な教室」を整備するだけでは、障害児の学習参加や理解を保障することにはならず、実際にどのように教育が提供され、利用されているかを継続的に把握し、調整する必要があるとされている。この個別の学習ニーズに応じた教育的支援の不足という点に関し詳細を報告する情報は本調査では確認できなかった。

さらに、心理社会的ニーズも重要である。南スーダンでは長期にわたる紛争の影響により、障害児を含む多くの子どもがトラウマを抱えており、UNHCR は、特に避難民・国内避難民の子どもにおいて、心理的支援と保護の必要性が高いことを指摘している[67]。

---

[65] https://www.windle.org.uk/impact-stories/supporting-children-with-disabilities-in-south-sudan（参照 2026-4-25）
[66] Education Cluster(2019) *South Sudan Education Cluster Strategy 2019*.
[67] UNHCR(2024)*Annual Results Report: South Sudan*.

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労分野におけるニーズは、同国の経済的脆弱性と密接に関連している。既述のとおり、南スーダンの経済は豊富な石油資源の輸出に依存しており、紛争や外部ショックの影響を強く受けるため、雇用機会そのものが限られている。この状況は障害者にとってさらに厳しく、経済的排除が強化される要因となっている。紛争や災害による避難・移動の増加は、生計手段の喪失を引き起こしており、障害者にとっての優先課題は生計確保と経済的エンパワメントである。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関するニーズは、南スーダンの地理的・人道的状況と深く結びついている。同国では紛争や自然災害により大量の国内避難民および難民が発生しており、移動そのものが日常的な課題となっている。

このような環境下では、インフラの破壊や未整備により、障害者の移動はさらに制約される。特に農村部や国内避難民居住地では、移動手段の選択肢がほぼ存在せず、移動は家族や周囲の支援に依存するケースが多い[68]。加えて、Humanity & Inclusion による分析では、南スーダンでは物理的・環境的障壁（段差、未整備の道路、アクセス不能な施設）が、障害者のサービス利用を妨げる主要因の一つであるとされている[69]。車いすや杖、義肢などの移動補助機器は極めて重要な役割を果たすが、その入手および維持には大きな制約がある。南スーダンでは、これらの機器は主として国際 NGO や赤十字社などによる支援を通じて提供されており、国家的な供給システムは未整備である[70]。

当事者の声として、「車いすや杖を受け取ったとしても、修理や交換のための資金やサービスがなく、故障後は再び他者に依存せざるを得ない」という状況が報告されている[71]。さらに、一部地域では補助機器を修理する施設そのものが存在しないことも報告されており、支援の効果が短期的にとどまる傾向がある[72]。

また、洪水や紛争といった人道危機の影響も移動ニーズを一層深刻化させている。緊急対応の中で車いすなどの配布は行われているものの、それは断続的であり、全国的なカバーには至っていない[73]。結果として、多くの障害者は移動の自由を確保できず、教育、医療、就労機会から排除されやすい状況に置かれている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

障害特性に応じた情報保障の仕組みはほとんど整備されていない。視覚障害者は音声や点字での情報提供がほぼ存在しないため、家族や周囲に依存せざるを得ない、あるいは遅れて

---

[68] IASC, *Guidelines on Inclusion of Persons with Disabilities in Humanitarian Action*, 2019
[69] https://www.apminebanconvention.org/fileadmin/_APMBC-DOCUMENTS/Meetings/2022/IM22-Observations-VA-SouthSudan.pdf（参照 2026-4-25）
[70] 同上
[71] IFHV(2023)
[72] 同上
[73] https://reliefweb.int/report/south-sudan/call-protect-people-disabilities-unprecedented-floods-hit-south-sudan

受け取ることが頻繁に生じており、聴覚障害者は重要な情報（配給、医療、避難情報等）を受け取りにくい状況が報告されている[74]。

また、インターネットや携帯通信の普及率は低く（15.7%、2025 年[75]）、デジタル・情報通信インフラが未発達である。スクリーンリーダー対応や字幕等のアクセシビリティ配慮も極めて限定的と考えられる。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

女性は障害とジェンダーの双方の要因により、教育から排除されるリスクがさらに高く、早婚や家庭内労働への従事などが教育機会を制限している。

障害女性の組織である SSWEN は、障害女性は一般の女性に比して、家庭内暴力や性的暴力を含む GBV にさらされるリスクが著しく高く、かつ逃避・通報・証言が困難である状況に置かれていると報告している[76]。障害女性を含む GBV 被害者全体は、極めて限定的な司法的救済しか得られていない。法制度の機能不全、資源不足、警察や裁判所の能力不足、さらには男性優位で、女性の訴えが軽視される傾向にあり GBV を容認したり加害者に対して寛大な措置をとりがちな慣習法の影響により、被害者の大多数が法的救済にアクセスできていないことを明らかにしている。例えば、女性から通報された強姦事件は、通常地域社会の年長者によって処理されるが、彼らは親密なパートナーによる暴力を処罰すべきものとは考えていない。これは、慣習法が、一定の限度内であれば男性が女性を懲戒する権限を持つと定めている傾向があるためである。婚姻内レイプ（Marital rape）は、GBV の一形態と見なされていない。地域社会レベルでは、「花嫁代（bride price）[77]」を支払った後、女性は夫の所有物になると考えられているため、強制的な性行為は容認されるべきものという社会通念が存在する。一部の地域社会では、性行為を拒むことは罪であるという宗教的信念によって、この考え方が支持されている。

さらに、保健医療および心理社会的支援の面でも重大な課題が存在する。GBV 被害者に対する医療サービスや心理社会的支援は量・質ともに不足しており、特に地方部ではほとんど存在しない状況である。また、サービスの質の低さやアクセス距離、費用負担も大きな障壁となっている。障害女性にとっては、これに加えて移動やコミュニケーションの制約が重なるため、障害に配慮した医療・カウンセリングサービスの拡充が重要なニーズとなる。

支援サービスの利用に関する障壁として、スティグマや羞恥、報復への恐れが指摘されている。多くの被害者は社会的非難や孤立を恐れて支援を求めず、結果として被害が不可視化される傾向がある。このため、障害女性に対しては、安全かつ匿名性を確保した相談・支援体制の構築が求められる。

---

[74] IFHV(2023)

[75] https://datareportal.com/reports/digital-2025-south-sudan（参照 2026-4-23）

[76] SSWEN(2021) *Initial Assessment and Mapping: Reducing Inequality and Gender-Based Violence in South Sudan*.

[77] 結婚に際して新郎側が新婦側の家族に対して支払う財や金銭、家畜等の対価。南スーダンでは牛で支払われることが多い。https://peacerep.org/wp-content/uploads/2024/02/Bring-Enough-Cows-to-Marry-BridePrice-Conflict-and-Gender-Relations-in-South-Sudan-DIGITAL.pdf（参照 2026-4-25）

6. 参考資料

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2021) *Concluding observations on the initial report of South Sudan*, CEDAW/C/SSD/CO/1.

Committee on the Rights of the Child (2022) *Concluding observations on the initial report of South Sudan*, CRC/C/SSD/CO/1.

Education Cluster (2019) *South Sudan Education Cluster Strategy 2019*.

The Government of South Sudan (2024) *Voluntary National Review Report*.

IFHV (2023) *Advancing Disability-Inclusive Humanitarian Programming and Coordination in South Sudan*.

Light for the World (2024) *Speaking with one voice: The genesis of the South Sudanese umbrella organisation of persons with disabilities, 2015 – 2023*.

Ministry of General Education and Instruction (2021) The National Inclusive Education Policy Framework.

MGCSW (2020) *National Disability Action Plan 2020*.

MGCSW (2021) *National Social Protection Policy Framework Annual Report 2020*.

Mgijima-Konopi, I., Odaudu, T., & Mapokgol, R. (2019) *Country report: South Sudan. African Disability Rights Yearbook*.

Protection Cluster (2023) South Sudan Protection Analysis Update.

SSWEN (2021) *Initial Assessment and Mapping: Reducing Inequality and Gender-Based Violence in South Sudan*.

RJMEC (2025) *Report on the Status of Implementation of the Revitalised Agreement on the Resolution of the Conflict in the Republic of South Sudan*.

Rohwerder, B. (2018) *Disability in South Sudan*.

UNHCR (2024) *Annual Results Report: South Sudan*.

UNESCO（2022）*Strengthening MoGEI Engagement and Leadership in Rapid EiE Responses in South Sudan*.

UNICEF (2023) *Mapping and Recommendations on Disability-Inclusive Education in Eastern and Southern Africa*.

UNMISS (2023) *Letter dated 4 December 2023 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council*, S/2023/955.

World Bank (2021) *South Sudan Economic Update: Pathways to Sustainable Food Security*.

World Bank（2026）*Macro Poverty Outlook: South Sudan*.